

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は甲の「堺市地域防災計画」及び乙の「災害時におけるボランティア活動支援要綱」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設等）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めるときは、乙に対し、センターの開設を要請する。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、すみやかにセンターを開設し、必要な業務を開始する。

（情報提供及び連携・協力）

第3条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を乙に提供するものとする。

2 甲と乙は連携・協力し、甲は、センターの設置・運営につき必要な支援を行うものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること
- (3) ボランティア募集等の情報発信
- (4) 大阪府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること
- (5) 全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること
- (6) その他、センター活動に関する業務

（設置場所）

第5条 センター本部の設置場所は、堺市総合福祉会館1階堺市社会福祉協議会事務局内とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

2 甲または乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めるときは、甲乙協議の上、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

3 その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、甲に請求するものとし、甲の要求に応じ費用の内訳について説明するものとする。

（資器材等の確保）

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

2 前項の体制確立のため、必要に応じて会議等を開催する。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(ボランティア向け宿泊施設等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成22年1月15日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙どちらかより異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。以後の期間満了の時の取り扱いも同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、被災者本位、地域主体、協働運営といった「災害時におけるボランティア活動支援要綱」の理念を尊重の上、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年1月15日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山修身

乙 堺市堺区南瓦町2番1号
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
会長 榎峯正一